

生徒心得

大阪府立阪南高等学校

1. 登校・下校

- (1) 登校・下校の時刻をまもる。始業時刻は午前 8 時 40 分とし、下校時刻は午後 5 時 00 分とする。
- (2) 欠席・遅刻・早退・欠課は学級担任に届け出る。
- (3) 登校時刻は 8 時 35 分まで(以降は遅刻)
 - ①遅刻したときは生徒指導室に行き、「遅刻カード」に遅刻理由等を記入して係の先生から確認印をもらい、「遅刻カード」を授業担当の先生に渡してから授業を受けること。
 - ②在校時間中、やむをえず外出・早退しなければならない場合は、担任に「外出・早退許可証」を発行してもらい、携帯して外出・早退する。帰校後は、生徒指導室に「外出許可証」をもって来ること。(早退後、自宅に着けば学校に連絡すること。)
- (4) 特に時間外に居残るときは、関係先生に申し出てその許可をうける。また前もって家庭に連絡しておく。
- (5) 下校するときには教室の戸じまり・消灯を確認する。
- (6) 休日の登校は原則としてみとめない。
- (7) 自転車通学を希望するときは、生徒指導部に届け出てシールを貼付すること。単車及び車通学は認めない。
- (8) 通学するときは、安全を心がけ、交通規則を正しくまもる。
- (9) 自転車通学者は傘さし運転をしてはいけない。

2. 校内

- (1) 上・下ばきの区別をまもる。
- (2) たがいに会釈をわすれず、外来者には礼を失しないように心がける。
- (3) 授業を大切にする。
- (4) 自習時間は、教室で静かに学習する。
- (5) 常に校舎内外の清潔整頓に心がけ、芝生・樹木の緑をまもる。
- (6) 学校の施設・用具は、ていねいに取扱い、万一破損したときはただちに学級担任に届け出る。
- (7) 常に自分の所持品の保管に留意し、また必要以外の金品は持参しない。

- (8) 被害や紛失物または拾得物のあったときには、ただちに学級担任または生徒指導部に届け出る。
- (9) 訪問者のあるときは、前もって学級担任または関係先生に届け出る。
- (10) つぎの事項については別に定める。
- | | |
|-------------|------------|
| ① 考査についての心得 | ② 図書館使用規定 |
| ③ ロッカー使用規定 | ④ 空調設備使用規定 |

3. 表現行為

- (1) 校内での表現の自由は保障される。ただし他人の権利を侵さないよう、つぎの項目にふれないこと。
- ① 個人の中傷 ② 事実に反するもの ③ わいせつ ④ 暴力肯定・差別助長など。
- (2) 印刷物を配布するときは、責任者を明らかにし、前もって関係先生または生徒指導部に届け出る。
- (3) ポスターなどを掲示するときは、責任者を明らかにし、前もって生徒指導部に届け出る。そして、きめられた場所・期間をまもる。

4. 校外

- (1) 高校生として好ましくない場所には出入りしない。
- (2) 事故や被害にあったときは、ただちに学校に届け出る。
- (3) 登山・旅行などをおこなうときは、保護者や先生と相談してその指導・助言をうける。
「学割」を必要とするときは、学級担任および生徒指導部に願い出てその許可をうける。
- (4) やむをえずアルバイトをしなければならないときは、保護者や先生と相談してその指導・助言をうけ、生徒指導部に「申請書」を提出する。

5. 服装

- (1) 生徒の服装は、標準服を基準として学習の場にふさわしいものを着用する。色は基調色（白・黒・紺・茶・グレー・ベージュ）が望ましい。また、保護者に過重な経済的負担をかけない。
また行事日ならびに集会時及び定期考査日、実力考査日（それに準ずる検査実施日を含む）には標準服を着用する。
- (2) 体育の服装は別に指定する。

(3) 頭髪・爪は、常に清潔にする。パーマ、染色、脱色、マニキュア等は認めない。(頭髪指導)

(4) 化粧・装身具(指輪・ピアス・ネックレス等)の着用は認めない。(預かり指導)

(5) はきものについて

① 体育館では、きめられた運動靴を用いる。

② 校舎内および校舎外のコンクリート部分では、指定の上ばきをもちいる。

③ 通学において、下駄やスリッパ、サンダル類(クロックス等)の使用は認めない。

(6) 標準服

・男子は、学校指定のブレザー・長袖シャツ(又は半袖シャツ)・男子用スラックス(冬用又は夏用)、ネクタイを標準服とする。

・女子は、学校指定のブレザー・長袖シャツ(又は半袖シャツ)・スカート又は女子用スラックス(冬用又は夏用)、リボン又はネクタイを標準服とし、組み合わせは自由とする。

・男子は男子用スラックス、女子は女子用スラックスを着用しなければならない。

・ネクタイ又はリボンを着用するときは、男女ともシャツの第 1 ボタンが隠れるように付けること。結び目を第 2 ボタンより下に付けてはいけない。

・男女ともセーター、ベスト、カーディガンは学校指定(左胸に校章の刺繍)のものを着用し、指定以外のものを着用することは認めない。

・学校指定のセーター、ベスト、カーディガンであれば、ブレザーを着用しなくてもよい。ただし、防寒具・防寒着(コート、ジャケット、マフラー、ネックウォーマー等)を着用するときは必ず、ブレザーを着用した上からでなくてはならない。

・式典関係(入学式、卒業式)、始業式、終業式やブレザー着用の指示があった場合には、必ずブレザーを着用しなければならない。(1 学期終業式、2 学期始業式は除く)

・標準服の冬服期間、夏服期間は特に設定はしない。(移行期間はなし)

・標準服を加工(スカートの丈を切る等)は、認めない。

・スカートの下にジャージ等をはかない。

・ズボンの裾折りは禁止とする。

(7) 標準服以外の服装については、(1)の趣旨に沿って、別途「指導事項」を定める。

(8) 他校の制服の着用は認めない。

6. 単車及び車の使用について

本校では、単車及び車の免許は「届出制」となっている。従って免許を取得した者は速やかに「運転免許取得届」を提出しなければならない。また、免許取得後、交通安全講習の受講を義務づけている。

7. 携帯電話の使用について

(1) 校内での使用禁止時間帯(8:35～終礼終了まで)

(2) (1)の時間帯での携帯電話等の使用は一切禁止する。

なお, 下記①②の違反行為があれば, 携帯電話等を預かり, 当日の終礼後, 担任から指導を行った後, 返却する。

① 携帯電話等の使用。

② 着信音やアラームが鳴る。

違反行為を繰り返す者には別途, 指導を行う。

(3) 考査時間中に違反行為があれば不正行為(カンニング)とみなし懲戒を科す場合もある。